

# 均等法後世代の女性のライフコース

——パネルデータによる検証

坂口 尚文

(財団法人 家計経済研究所 研究員)

## 1. はじめに

男女雇用機会均等法（以下、均等法）が1986年に成立し、20年以上が経過した。この20数年間で女性の就業には大きな変化がみられた。女性の雇用者数は増大し、均等法以前は女性があまり進出していなかった職業、職域においても女性の活躍が目立つようになってきている。さらに1992年には育児・介護休業法が施行されるなど仕事と家庭の両立支援策も拡充され、法制度上は女性が長い期間働き続けられるような環境が整えられてきた。また、徐々にではあるが着実に男女の賃金格差も改善され、長年勤め続けるインセンティブも高まりつつある。女性の就業環境が改善され始めたことは、女性のライフコースにおける就業の相対的な位置づけを高めた。若年期に直面する重要なイベントには、就学、就業、結婚、出産がある。これらのイベントは、経験する・しないを含めてライフコース上の重要なイベントであることに変わりはない。ただ、均等法成立以前の時期は多くの女性にとって結婚や出産が、就業の時機や期間を大きく規定していたが、1990年代以降は、働き方への選好が、結婚や出産の時機や間隔に影響を与えるという関係もみられる。つまり家族領域だけでなく、職業自体を核としてライフコースを構成していくパターンが普及し始めていく。就業の位置づけが相対的に上昇したことは、就業期間を長期化させ、晩婚化、生涯未婚率の上昇、出生率の低下など、人口学的な変化として全体に影響が表れている。

就業に軸をおくライフコースのパターンが増え始めたとする統計的な根拠は、「労働力調査」「就業構造基本調査」など、横断面データを時系列でつなぎ合わせた結果に基づいている。横断面データでは、多くの人がたどっているであろうことは類推できても、個々人が実際にどのような軌跡をたどってきたのかを正確に知ることは難しい。

そこで、本稿ではパネルデータである「消費生活に関するパネル調査」（以下、JPSC）を用いて均等法施行前後で女性のライフコースがどのように変化したのか、就業を軸に結婚・出産に注目しながら明らかにする。具体的には、1959～1964年生まれと1965～1973年生まれの2つのコーホートを対象に、35歳までのライフコースを比較する。そして、均等法後の女性の就業に対する意識とその後のライフコースとの関連について検討する。

## 2. JPSCによるライフコース分析

### (1) JPSCによるライフコース研究の

#### 意義と限界

パネル調査という手法はライフコース研究のデータとして最適なアプローチの一つとされている。大まかな状態の推移を調べるだけであれば、ある時点で過去を振り返ってもらう回顧調査でも、遡及して情報を収集することは可能である。パネル調査でライフコースをたどる利点は、その正確性にある。特定の時代、時期にどのように考えていたかといった意識面を時間が経ってから回顧で捕捉することは困難である。

図表-1 分析対象数と学歴構成比

	1959～1964年生まれ				
	大学	短大	高校	専門	合計
人数	59	112	234	108	513
構成比	12%	22%	46%	21%	100%
残存率*	90%	90%	93%	92%	92%
	1965～1973年生まれ				
	大学	短大	高校	専門	合計
人数	111	179	345	152	787
構成比	14%	23%	44%	19%	100%
残存率*	72%	78%	77%	79%	77%

\*使用した学歴ごとの人数を当該学歴をもつ初回調査の対象者に割ったものである。就業状態の無回答や調査からの脱落により値は減少する

JPSCは、初回調査の対象を20歳代後半から30歳代前半の女性に限定してサンプリングを行っている。女性に限定するという対象設定がなされた背景には、消費の実態を明らかにする際、日本では女性の方が世帯の家計を管理している傾向が強く、その分、支出などについて正確な値が得られるだろうというねらいがあった。ただし、それだけにとどまらず、女性のライフコースを追跡し、その実態を明らかにすることも明確な調査目的であった。20歳代以降の女性は、結婚、出産、子育てあるいは離転職など、短期間にさまざまな「変化」を経験する。まさにその時期が調査の開始時点であり、それらのイベントのタイミングやイベント前後にどのような変化があったかをJPSCでは鮮明に把握できる。またJPSCは結婚だけ、あるいは出産だけといった1つのイベント前後の変化に特化した調査ではない。各イベントには、相互に関連がある。例えば、就業期間の長期化が結婚の時機に影響を与え、そのことがさらに、その人の子どもの数に影響するといった具合である。このようにJPSCでは、1つのイベントを契機としてその後のイベントがどのように展開するかをつなぎ合わせることができる。

もちろん、パネル調査によるアプローチにも欠点はある。一定の率で回答者が調査からの脱落してしまうことである。結婚や離婚などにより調査が継続しなければ、結果にバイアスが生じることになる。しかし何よりも大きな欠点は、結果が得られるまでに時間がかかるということである。その人の30

年の人生をたどるには30年の歳月が必要である。JPSCは1993年に調査を開始し、2008年現在ですでに16カ年分のデータが蓄積されている。種をまいてから長い時間が経ち、女性の就業や結婚・出産の経過をたどるのに十分なデータ量がある程度そろった時期といえる。また、パネル調査にかぎらず、一般に社会調査は時間可塑的ではない。その時代に調査をしていなかったら、データによる実態の再現は極めて困難である。JPSCは初回調査が均等法施行から数年がたっていたとはいえ、開始時期が均等法施行の年にもっとも近いデータであり、入職時に均等法を経験した層の結婚、出産の動向については概ね捕捉が可能である。JPSCは標本を全国レベルで無作為に抽出しているパネル調査であるため、ある学校の卒業生といった特定の層だけでなく、日本の女性の生き方を記述することが可能となる。このような観点から、JPSCは均等法が女性の就業に与えた影響をみるのには最適なパネルデータであるし、またJPSCにしかできないテーマを数多く含んでいるともいえる。

## (2) 使用するデータ

コーホートA（1959～1969年生まれ）およびコーホートB（1970～1973年生まれ）の対象者が18歳から35歳までのデータを用いる。今回は通常のJPSCを用いた分析とは異なり、調査年ベースではなく年齢を基準にデータセットを作成している。36歳以降のデータは、原則使わないことになる。実際の調査年では、コーホートBで最も若い1973年生まれの対象者が35歳になる2008年の調査（パネル16）まで使用している。

初回調査時の年齢が対象者によって異なるため、使える調査の数は異なってくる。例えば24歳から調査に参加している対象者では12カ年分用いることができるが、29歳から参加した対象者では7カ年分しか使用できない。調査以前の情報については、就業状態をはじめ、回顧により遡及してデータを収集しているものもある。

今回の分析では、均等法施行時の年齢を基準にして対象を1959～1964年生まれと1965～1973年生まれの2つに分割しその比較を行う。それぞれの

図表-2 就業率

	1987年	1992年	1997年	2002年
25～29歳	59%	64%	60%	-
30～34歳	-	56%	60%	55%
参考（就業構造基本調査）				
	1987年	1993年	1997年	2002年
25～29歳	54.3%	62.1%	64.3%	68.7%
30～34歳	49.4%	53.6%	54.4%	56.8%

人数、およびその学歴構成を図表-1にまとめた。使用する項目に無回答があったもの、あるいは34歳までに調査から脱落したケースなど、35歳までのデータが完全に揃わないケースについては、データセットから除外している（データの詳細は後述する）。コーホートAの年長層では、調査開始時点で30歳を超えており、その分、35歳までの調査回数が少ないため、コーホートA年少層とコーホートBの残存率よりも高くなっている。コーホートA年少層とコーホートBの35歳までの残存率ほどの学歴でも70%台であるが、若干、大学の残存率が低くなっている。

今回のデータセットと他の官庁統計を比較したものが図表-2と3である。図表-2は各時点、各年齢層の就業率を「就業構造基本調査」の有業率と比べたものである。「就業構造基本調査」に比べると、総じてやや高い値が得られている。JPSCでは対象者の結婚、出産により回答継続が困難になりやすいので、調査開始時にすでに結婚、出産を経験している対象の方が調査に残りやすい傾向がある。また出産を終えて時間が経った対象は再就業し始めている割合が高いため、結果として各年齢層での就業率は実態より上がりやすくなる。ただ、本稿の焦点は継続就業を選択したか、あるいは専業主婦になることを選んだかといったライフコースの追跡にある。20歳代後半から30歳代前半で4割前後が非就業状態にある結果が得られたことは、出産・子育て期の就業—非就業の状態推移を最低限担保するものといえる。

図表-3は35歳時点での未婚率を示したものである。1959～1964年生まれでは10%、1965～1973年生まれでは19%と後年コーホートの方が高く、未婚化の動向を確認できる。「国勢調査」と比較

図表-3 分析対象の35歳時点での未婚率

	1959～1964年生まれ	1965～1973年生まれ	
	10%	19%	
参考（国勢調査・女性）			
	1995年	2000年	2005年
30～34歳	19.7%	26.6%	32.0%
35～39歳	10.0%	13.8%	18.4%

してもほぼ同じで、本稿の分析対象者は、コーホート全体の動向を反映したサンプルであることを確認できる。

今回、35歳までという年齢に限定したのは、分析対象を一定数確保するという、データの制約面からの消極的な理由が大きい。出産やその後の再就職のことを考慮すれば、40歳代まで対象を広げるべきであろう。有業率のM字カーブがその左側の頂点から谷へと落ちる時期を、このデータセットでは最低限捉えている。なお、JPSCの質問形式や就業についてのやや技術的な留意点は、本稿の最後にまとめたのでそちらを参考してほしい。

### (3) ライフコースの分類について

女性のライフコースの分類については、国立社会人口問題研究所の「出生動向基本調査」で示された5つの分類、すなわち「（結婚と仕事の）両立」、「再就職」、「専業主婦」、「非婚就業継続」、「DINKS」が代表的である。本稿では、「両立」、「非婚就業継続」、「DINKS」をいったん統合し、結婚、出産を問わない「就業継続」を設ける。したがって、就業を軸に、「就業継続」、「再就職」、「専業主婦」の3パターンに分類した。今回は35歳の軌跡までしか追っていないため、結婚、出産を経験していない対象については、35歳以降これらのイベントが発生する可能性がある。なお「就業継続」の女性については、必要に応じて細分類して分析を行う。

以下に、本稿における各コースの定義を説明する。

- 1) 「就業継続」は、学校卒業後、原則、35歳まで毎年就業していた者である。休職中の状態も就業として扱っている。

- 2) 「再就職」は35歳までに結婚して、いったん、専業主婦として非労働力化し、その後35歳までの間に働き始めるパターンである。就業期間、専業主婦であった期間の長さについては問わない。子どもを2人以上産むなどして、再就職の後も、また専業主婦に戻るケース。そこから、さらにもう一度就業するケースもある。今回はすべて同一視し、35歳までに1度でも就業→専業主婦→就業のパターンをとってれば「再就職」として扱っている。
- 3) 「専業主婦」は、就業後、専業主婦となり、35歳までそのまま一度も就業を行わないパターンである。専業主婦であった期間の長さは問わない。極端な場合、34歳まで働きつづけ、35歳で1年間だけ専業主婦になった場合も、専業主婦として分類することになる。

本稿の分類では、以下のような留意点（限界）がある。第1に、本稿では各年の就業状態で、「専業主婦」との回答があるかどうかをライフコースを分けるポイントとなる。期間中に「その他無職」や「学生」といった無業の期間があっても、それはライフコース分類の対象にしていない点である。もちろん、人々の人生全体を考えた場合、失業を経験することや、未婚期に非労働力化し、いわゆる家事手伝いやニートと呼ばれる状態に移行することは、その後のライフコースに大きな意味をもつと考えられる。ただ、本稿の主眼は、結婚、出産期における就業コースを明らかにすることにある。状態を一つ増やすことは、その組み合わせ的効果により、取りうるライフコースの数は急激に増加する。そのため、若年期における無業の意味づけについては、別の機会にあらためて論ずることとする。

第2に、「35歳までのライフコース」という設定の含意である。区切りの35歳という年齢が、対象者によっては子育ての最中であり、就業を再開していない時期にあたることである。結果として、実際にたどった／たどるであろうライフコースより「専業主婦」を過大に、「再就職」を過小に評価してしまうことには留意していただきたい。ま

た、35歳以降であっても結婚、出産を契機に離職することは十分に考えられるので、「就業継続」についてもその割合を過大に評価している可能性がある。

第3に、調査期間中に離婚している対象については、専業主婦と回答した期間があれば、離婚後にそのまま無職が続けば「専業主婦」として、再び就業していれば「再就職」として扱っている。専業主婦と回答した期間がなければ、就業継続とみなしている。

このような点を留意した上で、以下では分析結果を検討していく。

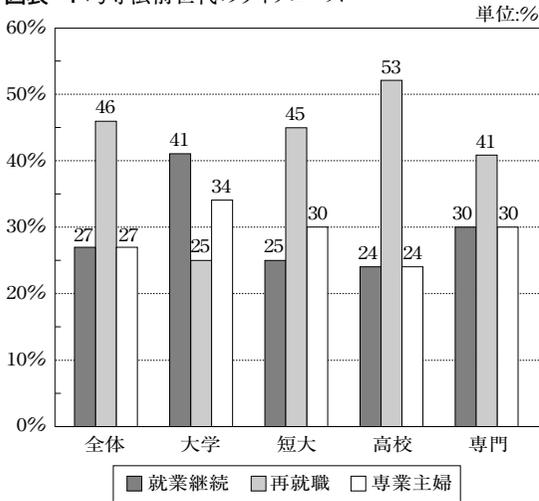
### 3. 均等法以前と以後でライフコースはどのように変わったか

#### (1) ライフコースの変化

1986年に施行された均等法により、女性がたどるライフコースは変化したのだろうか。均等法の影響を知る、最も直接的な方法は法律の施行前に労働市場に参入した世代と施行後に参入した世代を比較することである。今回は、均等法の施行前に22歳を迎えたコーホートAの年長層（1959～1964年生まれ）と、施行後に22歳を迎えたコーホートA年少層（1965～1969年生まれ）+コーホートB（1970～1973年生まれ）の2つに対象を分けて、35歳までのライフコースの違いをみる。厳密には学歴によって労働市場に参入する時期は異なるが、今回は22歳という年齢だけを基準として対象を分割している。

以降、便宜的にコーホートA年長層を「均等法前世代」、コーホートA年少層+コーホートBを「均等法後世代」とよぶ。もちろん、均等法は雇用者全体を視野に入れた法律であるから、施行前に参入した世代であっても、働き続けていれば、様々な場面でその恩恵を受けることになる。よって、参入時期だけで単純に世代を区分したこの方法は、正確には学卒採用時に男女均等待遇の保証があったことが、ライフコースの違いを与えたかということになる。また、均等法後世代は法律の理念が浸透し始めてきた時期に、結婚、出産期を

図表-4 均等法前世代のライフコース



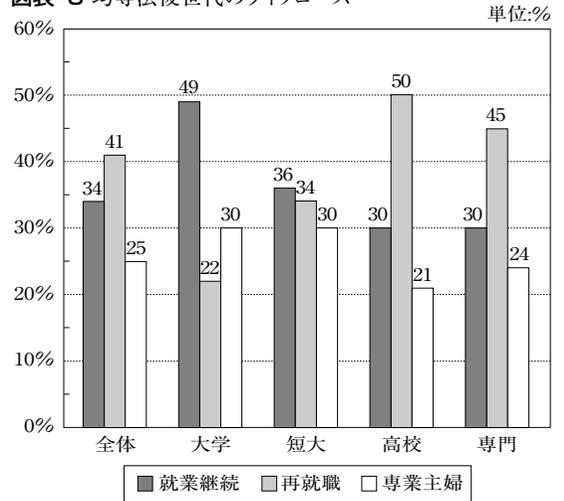
注: 小数点以下四捨五入のため合計が100にならないケースがある(以下同)

迎えた世代であるともいえよう。均等法後世代は企業での女性の採用が拡大されたことにより、当該期の不利益取扱いについて多数で是正を主張できた世代である。

まず、比較のベースとしての均等法前世代のライフコースパターンをみてみよう(図表-4)。全体の傾向をみると、「再就職」の割合が46%と最も高く、「就業継続」と「専業主婦」が27%と同程度を占めている。年齢別にみた女性の就業は、20歳代後半から30歳代にかけて非労働力化が進み、30歳代半ばを谷にして再び仕事に就いている人の割合が増加する、M字カーブの軌跡を描くことが知られている。7割以上の女性が35歳までに非労働力化を一度は経験する「再就職」と「専業主婦」のコースをたどることや、さらに、非労働力化したあと再び労働市場に戻る「再就職」コースの割合が46%と最も高い今回の結果は、M字カーブの軌跡と整合的なものといえる。

図表-4に戻り、結果を学歴別にみると、短大、高校、専門については、全体の傾向と同様に「再就職」の割合が高い。なかでも高校では「再就職」の割合が53%と全体の中で最も高くなっている。短大と専門も同様に再就職の占める比率が高く、これらの学歴ではM字のライフコースをたどったことが分かる。一方で、大学のライフコースの構成比は全体の傾向と顕著に異なってい

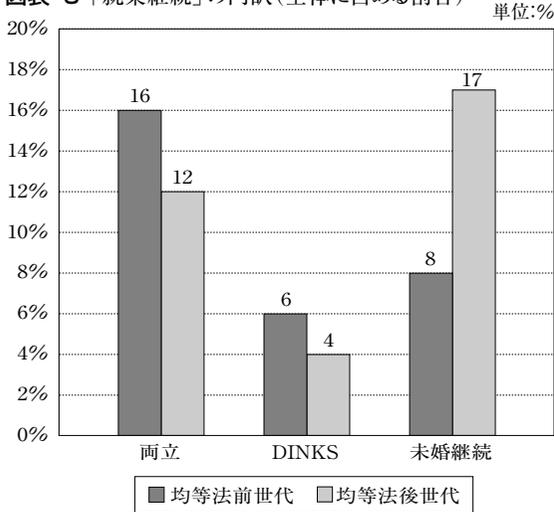
図表-5 均等法後世代のライフコース



る。大学では「就業継続」の割合が41%と最も高くなっている。さらに「専業主婦」の割合が34%と、他の学歴では最も割合の高かった「再就職」の割合よりも高い値を示している。均等法前世代の女性が大学を卒業して数年たった、1987年の「就業構造基本調査」によると、大学・大学院卒女性の有業率の軌跡は、20歳代後半から30歳代前半にかけて有業率が急速に減少し、30歳代後半以降もさほど回復しない「きりん型」と呼ばれる軌跡を描いている。「専業主婦」の占める割合が「再就職」の割合よりも高い結果は、個人を追跡したパネルデータでも均等法前世代の大卒女性が「きりん型」の動きをたどったことを示している(厚生労働省 2008)。

それでは均等法後世代では、ライフコースに違いが表れているのだろうか。図表-5は均等法後世代のライフコースを示したものである。全体の傾向を見てみると、「再就職」の割合が41%と最も高いことには変わりはない。しかし均等法前世代に比べて、5%ポイントほど低く、相対的な割合は減少している。逆に、「就業継続」の割合は7%ポイント伸びて34%となっている。学歴別に見ても、専門を除いて、「就業継続」の割合が進展していることがわかる。大学で8%ポイント、短大で11%ポイント、高校が6%ポイントの伸びを示している。また、専門も割合自体は減少して

図表-6 「就業継続」の内訳(全体に占める割合)



いない。特に短大のライフコースの構成割合は大きく変化していて、僅差ではある「就業継続」の占める割合(36%)が「再就職」の占める割合(34%)を上回り、3つのパターンの中で最も高い割合となっている。均等法後世代が18歳を迎えた1983~1991年の短大進学率は20%台前半で推移しており、10~15%で推移していた大学進学率を一貫して上回っていた。この時期、学歴構成上、高い位置を占めていた短大のライフコースが、均等法施行以降に大きく変化したことは注目すべきであろう。

「就業継続」コースをたどった人を、さらに「両立」、「DINKS」、「未婚継続」の3分類に分け、対象者全員に占める割合をみてみた(図表-6)。

それぞれの定義は、「両立」が就業を継続していて、かつ結婚していて子どもがいる者、「DINKS」は結婚してはいるが、子どもがいない者、「未婚継続」は結婚していない者である。国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」の「非婚継続就業」は就業を続けるため、あるいは続けた結果の未婚を想定しているのに対し、本稿の「未婚継続」は35歳までに、結婚をしていなかったという事実だけである。なお、離婚経験のある者はいずれにもカウントしていない。

図表-7 「未婚継続」者の学歴構成

	大学	短大	高校	専門	計
均等法前世代	13%	21%	49%	18%	100%
均等法後世代	24%	29%	33%	14%	100%

さて、図表-6をみると「未婚継続」の割合が元の水準に比べて大幅に増加している。今回は35歳までの状態で評価しているため、晩婚化の影響が大きく表れている。20歳代後半から30歳代にかけての近年の労働力率の上昇が、未婚率の上昇に起因する部分が大いとした厚生労働省(2008)の試算と同様の結果が得られている。

「未婚継続」者の学歴構成をみたものが図表-7である。図表-7をみると大学、短大の割合が増加している。図表-1でみた全体の学歴構成と比較すれば、大学、短大での35歳時点での未婚率が高まっていることが分かる。ただし、構成上の比率は落ちたものの、依然として高卒が多数を占めている。

図表-8は、データがとれる均等法後世代について、「未婚継続」者の35歳時点の結婚意向を調べたものであるが、「したくない」、「必ずしもしなくてよい」が合わせて3割程度であり、残り7割のものは結婚の意思があることになる。本稿の「未婚継続」は、必ずしも生涯非婚という選択肢を望んでいるわけではないことがうかがえる。

## (2) 「就業継続」者の常勤比率

ライフコースのコーホート比較からは、「就業継続」のコースをたどる人の割合が増加していることが分かった。それでは、「就業継続」者の職業の中身や安定性についてはどう変化したのだろうか。一つの指標として、学卒後、一貫して常勤職だった者が「就業継続」に占める割合を計算してみた(図表-9)。JPSCでは、雇用者の職務について、「1 常勤の職員、従業員」「2 パート、アルバイト」「3 嘱託・その他」でたずねている。このうち、学卒後の就業履歴が一貫して「常勤の職員、従業員」であった者である。学卒後の就業履歴に無職、再就学の期間がある者、自営・家族従業者の期間がある者は分母には計上し

図表-8 「未婚継続」者の35歳時点での結婚意向（均等法後世代）

結婚が 決まっている	すぐしたい	いずれは したい	必ずしも しなくてよい	したくない
5%	26%	40%	27%	2%

たが分子には計上していない。派遣労働者については、2004年の調査（パネル12）以降、別途設問を立てて聞くまでは完全に識別できない。また回顧による遡及データでも、識別できない。2002年調査（パネル10）までのコードとしては、「常勤の職員、従業員」か「嘱託・その他」に該当すると思われるが、どちらに回答したかは回答者に依存している。

学歴全体に占める比率は、均等法前世代の26%から後世代の31%と5%ポイントほど上昇している。学歴別にみると、最も伸びが大きかったのが専門においてであった。短大についても、3%ポイントほどの微増である。しかし大学については常勤継続の割合が低下している。その理由として職業の質が変わってきたことがあげられる。均等法以降は大卒女性の職種が広がってきている。大卒女性の選択する職種としては「教員」の相対的な位置が高かった。比較的、常勤職で仕事を続けやすい職種といえる。文部科学省の「学校基本調査」によれば、職業別に大卒女性の就職者構成比をみると、1985年の調査では「教員」の占める割合が27.4%を占めていたが、1990年には18.1%、1995年には10.0%にまで大幅に減少している。一方で、教員に比べて各人間で仕事の内容が多様で、教員に比べると総じて雇用保障が低いと考えられる事務従業者の割合は増加し、1985年の39.1%から、1990年には43.3%、1995年には49.3%と増加している。また同様に販売業に従事する者の割合も1985年の7.8%から、1990年の9.6%、1995年の14.5%と着実に増加している。特定の職業（職種）以外にも継続就業できる職業の裾野が広がったといえよう。さらに、先にみたように大学では均等法後に分母にあたる「就業継続」の割合が大きく増加したため、常勤継続者の人数自体は増加している。そのことが学歴全体での常勤継続者の割合が増加したことにも寄与し

ている。また、均等法前と後の両方で最も高い常勤比率を示している。高校についても常勤者の比率は3%から

7%と4%ポイントほど増加している。

「就業継続」に占める常勤比率は均等法後世代で高まったが、「就業継続」のライフコースに占める「未婚継続」の割合も均等法後で大幅に高まっていた。この両者の動きは、女性が仕事を続けるために未婚のままであったことを意味しているのだろうか。図表-7でみたように、「未婚継続」の学歴別内訳は大学、短大の占める割合が上昇しているものの、依然として高校が占める割合が高かった。高校については、その9割以上が常勤職での仕事を継続しておらず、他の学歴に比べて低い常勤割合を示している。「未婚継続」の一定層は、勤続年数が職の内容や賃金に反映されやすい常勤職を継続していないことが類推できる。つまり、均等法後世代の女性は職業上のキャリアを積むような仕事を継続している層もいる一方で、その多くは未婚が続いている結果として労働市場に残っている可能性を示唆している。このことを検証するには、「未婚継続」者がもとより仕事志向であったかどうか、その意識面を調べればよい。均等法後世代は結婚や出産の時期に仕事とどのようなかわりを持ちたいと考えていたのか、次節では対象者の意識とたどったライフコースの関係をみてみる。

#### 4. 出産・子育て期の就業意向

出産・子育て期における就業希望に関する項目として、JPSCでは特定の調査年に「出産や育児のとき、仕事をどうなさいますか」という調査を行っている。次の4つの選択肢、「今、やっている仕事を続けたい」、「今やっている仕事はやめ、もっと時間の短い仕事をやりたい」、「今は仕事をやっているが、そのときには仕事を一切やめたい」、「今も仕事をやっていないが、そのときにも仕事をやるつもりはない」から選ぶ質問を行って

図表-9 「就業継続」に占める  
一貫して常勤職だった者の割合

	均等法前世代	均等法後世代
全体	26%	31%
大学	67%	56%
短大	43%	46%
専門	25%	37%
高校	3%	7%

網かけは対象の数が30を切るもの

いる。当該質問を行ったのは、コーホートAでは自身の第2回の調査にあたる1994年調査（パネル2）、コーホートBでは自身の初回調査にあたる1997年の調査（パネル5）である。コーホートAでは25歳から30歳に、Bでは24歳から27歳にあたり、ほぼ20歳代後半での意識をたずねたことになる。年齢的に有配偶女性の場合は、調査時点で出産、子育て中のこともあり、将来の意向よりも現在あるいは過去の状況を結果的に回答している可能性がある。そのため調査時点で無配偶の女性に限定して今回は集計を行った。均等法前後の比較ができればよかったが、均等法前の世代では調査開始時30歳を超え、妥当なデータが得られないので、分析は均等法後世代だけについて行っている。

図表-10は、「今、やっている仕事を続けたい」、「今は仕事をやっているが、そのときには仕事を一切やめたい」と回答した者が、35歳時点までにどのコースをとったか、その割合を示したものである。仕事を続けたいと回答した人のうち、63%は「就業継続」のコースを、また21%は「再就職」のコースをたどっている。就業意向をもっていた者の多くが仕事を続けていたことが分かる。「仕事を一切やめたい」と回答していた人については、33%の人が「専業主婦」化している一方、45%の人が「就業継続」になる。どのように解釈すればよいか、判断が難しい結果が得られている。

ただし、当初から出産・子育て期に労働市場から退出しようとする人の多くは、調査時点ですでに結婚していた可能性がある。この仮定が成り立つ場合、今回の算出では調査時（20歳代後半）に有配偶であったものを除外したために、「再就

図表-10 20歳代での出産・子育て期の就業意向と  
その後たどったライフコース

	就業継続	再就職	専業主婦	合計
続けたい	63%	21%	16%	100%
一切、やめたい	45%	21%	33%	100%

職」「専業主婦」に人数が計上されずバイアスが発生している。そこで、調査時無配偶という条件をそのままに、35歳でたどりついたコース別に、結果の方から当時の意識をみてみると違った側面が浮かび上がってきた。図表-11はライフコースごとに出産・子育て期の就業意向についてみたものである。「就業継続」では、どの回答もほぼ同じ割合となった。「就業継続」については、「両立」と「未婚継続」とさらに分けると違いがはっきりする。「両立」では「仕事を続けたい」と回答する割合が64%と高い値を示しており、「もっと時間の短い仕事をやりたい」と回答した人21%を合わせると、85%が出産・育児に経験する前から就業継続の意向を持っていたことになる。ただし、「一切やめたい」と答えた15%の者は、何らかの理由で子どもが生まれてからも仕事を続けていることになる。

「未婚継続」の結果は、「仕事を続けたい」者の割合が24%と若干低くなるものの、総じて回答がばらつく結果となった。「未婚継続」を構成するのは、仕事は何らかの形で結婚に影響を与えている（「仕事を続けたい」）層と、仕事以外のことが主な原因で未婚を続けている（「一切やめたい」）という異なる層が混在していることをうかがわす結果である。「未婚継続」の7割は結婚意向があり、また常勤継続の比率が必ずしも高くなかったことを、ここでもう一度確認しておく必要がある。「未婚継続」の実態は、キャリアを積むために非婚を選択した者だけではなく、むしろ比較的不安定な職に従事しながらの結果としての「未婚継続」が多くを占めている可能性がある。

「再就職」コースについては、「今やっている仕事はやめ、もっと時間の短い仕事をやりたい」と答えた者が、「就業継続」、「専業主婦」にくらべて、わずかではあるが高いことが特徴的である。

図表-11 ライフコース別にみた20歳代での出産・子育て期の就業意向

	続けたい	短い仕事を	一切やめたい	その他・ 無回答	合計
就業継続	33%	30%	32%	4%	100%
—両立	64%	21%	15%	0%	100%
—未婚継続	24%	35%	35%	5%	100%
再就職	24%	33%	33%	10%	100%
専業主婦	17%	26%	49%	7%	100%

設問の選択肢にある「今も仕事をやっていないが、そのときにも仕事をやるつもりはない」は、調査時無職ということであり、今回のライフコース分類の基準では例外処理の対象となる者である。無回答と合わせて「その他・無回答」とした

「専業主婦」では、その約半数が「仕事をやめたい」と答えており、今後再就職する可能性を考えれば、「もっと時間の短い仕事をやりたい」と回答した26%を合わせ、全体の75%が、ほぼ希望通りのライフコースをたどっていることになる。一方で仕事を続けたいと考えていて、「専業主婦」化した人も17%と2割近い値に上る。

以上、図表-11からは対象者がおおむね希望や意向通りのライフコースを進んでおり、同時に希望のライフコースを実現するためには意思が重要であることも分かる。しかし、「仕事を続けたかったが仕事をやめてしまった人」、「仕事をやめて家事、育児に専念したかったが、35歳の時点ではまだ結婚していない人」、「家事、育児に専念したかったが仕事も続けている人」など、本人が希望するライフコースとそれが実現できることとの間に乖離があることも分かる。今後の分析では、何が原因で希望のライフコースを実現できなかったのか、あるいは希望や意向が変わるタイミングについて、JPSCから得られる他の情報も用いてより詳しく明らかにしていく必要がある。

均等法やその後続く女性の就業環境の整備は、十分と言えないまでも着実に仕事を継続しやすい状況を生み出してきた。ただ、今回の結果からは、結婚の意向はありながら実現できず、またそれらの層が必ずしも安定した職についていない、つまり均等法など就業環境整備の恩恵の網から漏れている層が一定数いることも分かった。もちろん、均等法以前も女性の多くは、安定かつ賃金の高い職についていたわけではない。ただ以前は、結婚によって親から夫という生活保障の切り替え

ができることが多かった。雇用保障が十分でない職業であっても、自分一人の生活を支えるには十分であるかもしれないし、またそのことが晩婚化の要因になったかもしれない。しかし、募集採用時の年齢差別は原則、禁止されているとは言

え、一般的に年を重ねるにつれ対応できる仕事の幅が減少してしまうことは現実であり、親の高齢化の問題などを含め、自身の加齢に伴うリスクは大きくなることが予想される。今後JPSCのデータの蓄積により、これらの層がどのような経路をたどっていくかを明らかにすることが重要である。特に、未婚化や就業の非正規化は進展しつづける一方である。そのため、それらの変化の先頭にいるコーホートが、どのようなライフコースを歩んできた(歩んでいく)のかを明らかにすることが、進展する未婚化や非正規化の影響を考える上で必要である。

## 5. まとめ

本稿では1986年の均等法施行時に22歳以上であったか、それ以下であったかという区分で35歳までのライフコースに違いがあるかを調べてみた。結果からは、35歳まで就業を継続している層が増加していることがあきらかとなった。常勤の職員で働いている層も増えている。だが、一方で未婚が続いた結果、就業を続けている者が一定数いることがうかがえる。35歳で未婚状態にある者の多くは、必ずしも常勤職に就いているわけではない。近年、仕事と家庭の両立が重要視されるようになってきた。本稿の結果は、仕事も不安定であり、結婚の意思があるにもかかわらず未婚状態のままに「両立以前」の層が、一定数いることを示している。均等法の施行や高等教育進学率の上昇により、女性が働く環境は大きな改善がなされてきたとは言え、比較的低い賃金の職にしか就けない女性が女性労働力の多数を占めている現状には変

わりない。むしろ、均等法をはじめとする、就業支援策の網から漏れている層のほうが多いことを改めて確認できる。かつては低賃金・不安定雇用であっても、結婚により比較的若い時期に親から夫という生活保障の切り替えがなされていたが、今後、晩婚化や生涯未婚率が高まればそのような切り替えがなされず、また親の高齢化にともない、場合によっては女性一人で複数人の生活を支えなくてはいけないという状況も生み出すことになる。

そうとは言え、均等法が施行された直後の1980年代後半は、好景気の人手不足を背景に女性労働力の活用が叫ばれた時期でもあった。今後はコーホートC（1974年～1979年生まれ）以降の世代がどのようなライフコースをたどるかが焦点となるだろう。コーホートCの年少の層は学卒時にアジア金融危機に端を発する「就職氷河期」に直面し、さらには派遣労働の原則自由化や有期契約社員の増加など、学歴層を問わず就労の非正規化が大幅に進んだ世代でもある。コーホートCの動向は、女性の就業環境が景気面の影響を大きく受けるかどうか示唆するものとなる。つまり、同じ能力や仕事に対する志向を持ちながらも、入職時の市場環境がその後のライフコースに大きく影響を及ぼす可能性がある。現行の法制度だけではカバーできない、女性のライフコースにおける脆弱性の高さが導かれるかもしれない。

#### 参考 就業状態のデータについて

JPSCでは、1997年の調査で、対象者に18歳から調査年度までを回顧してもらい、各年齢の就業状態を遡及して集めている。1997年調査は、コーホートAの対象者にとっては5回目の調査にあたり、コーホートBの対象者には初年度の調査にあたる。本稿ではこの遡及して収集したデータと各年の調査で得られた情報を接合して、18歳から35歳までの就業状態の配列データを作成した。ただし、遡及データと各年の調査で得られた情報で

は、思い出しによる不正確さという側面を除いても、2つの大きな違いがある。1つ目は、回答条件の違いである。履歴情報で得られる就業状態は1年間の主な状態であるのに対し、各年の調査で得られる就業状態は調査月時点（9月）での就業状態となる。

2つ目の違いとして、遡及データと各年調査では質問法や就業状態のコーディングが異なっていることがあげられる。特に問題となるのが仕事に就いていなかった状態の扱いである。遡及データでは「無職」のコードしかない一方で、各年調査では「専業主婦」と「その他、無職」とコードを分けてたずねている。各年調査の「その他、無職」は、質問票の他の情報から求職活動中であったかどうか識別できるが、遡及データではその識別は行えない。今回の分析では、遡及データで「無職」と回答した年齢で有配偶だった場合は、一律「専業主婦」として扱っている。通常調査で、有配偶女性で「その他無職」と回答している人の割合は、有配偶女性の1～2%程度であるため、結果にさほど大きなバイアスを与えないと判断した。また、遡及データでは、就業していた時期に対してその時点での職務を直接、回答させている。各年の調査では、いったん、就業状態をたずねた上で雇用者のみに職務をたずねている。

#### 文献

- 国立社会保障・人口問題研究所，2007，『結婚と出産に関する全国調査——出生動向基本調査』  
[http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou13\\_s/Nfs13doukou\\_s.pdf](http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou13_s/Nfs13doukou_s.pdf).  
 厚生労働省雇用均等・児童家庭局，2008，『平成19年版働く女性の実情』。

さかぐち・なおふみ 財団法人 家計経済研究所 研究員。主な論文に「所得流動性の再検証」（『季刊家計経済研究』80，2008）。労働経済学専攻。